

大地主・藤井家に関する一史料

須藤 良弘

酒田市浜田に居住の藤井家はかつて酒田屈指の大地主であった。「五十町歩以上耕地所有地主一覧」によると、中平田村浜田の農業・藤井新治家の大正十四年（一九二五）の田畠の所有は酒田町を含めた飽海郡では、第五位である。合計で一三一町歩、そのうち田が一〇一町歩である。外に自作地一町歩がある。小作人戸数は二六五戸、農地の主な所在町村数は三郡二十一町村となっている。なお一位は本間家の信成合資会社である（『山形県史要覧』）。

飽海郡の農民運動が高まる昭和六年には、それに対抗して、藤井家を中心に地主協会が組織されている（『山形県史資料篇二十』）。

しかし、不思議なことに、私はこの大地主・藤井家についての史料も、また、藤井家について書かれたものもあまり目にしない。

藤井家の始まりや本国、いつから酒田の地にいたのかもわからない。ただ最近、最上川の川南・宮野浦から川北の酒田に移ってきた史料と大地主に成長する過程で、危機に直面した史料を目にすることができた。

酒田の発祥伝説は、川南・宮野浦である。文治五年（一一八九）、平泉藤原氏が滅亡すると、藤原秀衡の妹・徳姫、或いは徳之前（外に、秀衡の御後室・泉の方、岩城次郎則道の方など諸説がある）が従者三十六人と共に逃れ、秋田の白馬寺、立谷沢の妹沢（現在の立川町科沢）を経て、建久四年（一一九三）に宮野浦に逃れ、尼となっていた徳尼は

「ここに泉流庵を建立、建保五年（一二一七）四月十五日、この地で没した。従者の三十六人はのちに酒田町の三十六人衆として町政を掌つたというものである。

川南は「向酒田」ともいわれていた。この向酒田から川北の「当酒田」に移転することになったといわれている。「往古、酒田ハ最上川を隔てて南北ニ有り、川の北を飽海郡といふ、家数百四五十軒はかり、川の南を田川郡酒田といふ、家數千余軒、宮ノ浦ノつつきにして飯盛山の西にあり、其地卑湿にしてしばしば洪水の憂ひあり、官家の許容ありて慶長四年に飽海郡酒田の西浜に總引移に相成」（「酒田山王宮附修驗舊記」）。

「（明応の頃大川筋自然此地に向ひ海船着場となりけり、三十六家當所に引移りしは永正年中武藤家の御代ニ當る）」（「泉流寺縁起」）。「（從土卅六人之義者為活計民家ニ下リ問屋商賣致渡世住居罷成候處、為不便利大永年中飽海郡へ移転、砂潟開墾仕候居始候）」（卅六人御觸御用帳^{〔1〕}）。

これらの資料によると、最上川の流れの変化により、川南から川北への移転は、明応年間（一四九二～一五〇一）から慶長年間（一五九六～一六一五）までの百年の間としている。慶長十七年（一六一二）の「酒田惣中いへかまと人数の一紙^{〔2〕}」にも、「一、百貳拾五間者 大町ノやしき数 右之内 三拾六間者おとな^{〔3〕} 此人百九十九人（以下略）」とあることから、この年までには長人である三十六人衆が大町（現在の本町）に住み、川北に町作りが行われたものと思われる。

以上の資料以外にも、三十六人衆の移転と川北での町作りは記述されているが、個々の家の移転を示すものは目にしていなかった。ところが、内町組の大庄屋・伊東家の文書（市立光丘文庫所蔵）の中に、「竹のほうき」があり、それに藤井家の移転が記述されている。個人の家が川南から川北への移転を記述したものでは、唯一の史料と思われる。ただ、これが書かれた年代が不明であり、内容にも疑問の点が残されている。なお、次ぎにあげた文の句読点は付け加えたものである。当酒田に移転した後の藤井家の地主への歩みと、苦境に直面したことについても少し触れてみたい。

1、「亀ヶ崎内町組細肴町藤井久三郎先祖廿五代已前向酒田と唱、當時中瀬⁽⁴⁾と唱候川向宮の浦の地方ニ住居いたし居候由。慶安三年六月二日死去いたし候了善代迄之間詳ならず候得共、右了善代ニ相成、當時居屋敷細肴町へ引移、尤同年安祥寺も宮野浦より當時境内江引移候趣言傳有之。向酒田の屋敷跡畠ニ相成、先年より宮の浦之もの共、畠作いたし、往古立揚者菜大根ニて **其後** 持来候処、中頃大豆壹俵ニ相成、又其後川欠ニ而、三、四十年已來者大豆四斗ニテ斗り來候趣ニ候。右屋敷相求候節ハ證文ニ末代讓与有之候処、末代之末の字を松と申字を書候由ニ候。則讓請候年号月日並壳主名前左之通

永禄三年

うり主

申四月十一日

三吉

肝煎清吉

与頭作右衛門

五人組頭八人

藤井久三郎殿

但御年貢として錢六拾文ツツ年々

相納候由ニ候』

2、「久三郎先祖廿五代と申義申傳有之候ニ付、當時久三郎実父之代ニ色々相糾候得とも、致住居候向酒田之屋敷斗今所持仕、委しくハ相分り不申候ニ付、向酒田より引越候八代已前了善ハ中興之事故、先祖ニ相立候より外有之ましき趣ニ而、其後了善ヲ先祖ニ相吊ひ候由ニ候。了善より三代目享保九年四月廿一日死去いたし候久三郎妻ハ五之町

より参候人ニ而、八十弐才ニ而病死、右老女常々之咄ニ者、同人祖母九十余歳ニして病死（中略）。

新片町と當時唱候町南側不残藤井久三郎御田地之處、享保十一年御城東大町組江替地被仰付候。

文化十四五年書記」

この文書では、亀ヶ崎城下内町組の藤井久三郎の二十五代以前の先祖は向酒田の宮野浦に住んでいた。了善の代になってから内町組の細肴町（現在本町一丁目の内）に移転してきた。宮野浦に居住していた頃の事はくわしくはわからない。了善は慶安三年（一六五〇）六月一日に死去した。了善が細肴町に移ってきた年に、宮野浦にあつた安祥寺も現境内（現在の寿町の内）に移つたといわれている。

向酒田の屋敷跡は畠となり、先年から宮野浦の者共が畠作を行い、昔は小作料として菜つ葉や大根を持つてていたが、その後、大豆一俵となつた。さらにその後は、洪水で畠が削られる川欠となり、三、四十年前からは大豆四斗だけとなつた。

屋敷を求めた時の証文に、末代譲りとある所の末が、松の字となつてゐる、という内容である。最後の但書は、御年貢として年々錢六十文を納めてきたとある。

この文で大きな疑問がある。それは、譲り請けた屋敷とは、藤井家が向酒田に住んだ時の宮野浦の屋敷のことか、当酒田へ移転後の細肴町の屋敷かはつきりしない。譲り請けた年号が永禄三年（一五六〇）となつており、この年号を見ると、了善の死去の年とは九十年の開きがあり、了善が移転してきて求めた細肴町の屋敷とは思われない。

それなら宮野浦に屋敷を求めた年であるとすると、前述の資料により、酒田が川南から川北への移転が進行中の年代であるので、このような状況の下で宮野浦に屋敷を求めたとは考えられない。とすると、やはり細肴町に移転した年か。

宮野浦の耕作者が気にかかる。

また、証文にうり主の三吉以外に、保証人と考えられる肝煎や与頭・五人組頭の名が書かれているが、肝煎・与頭・五人組頭は、一般には江戸時代の職制であるので、永禄年間の証文に出てくるものであろうか、疑問になるところである。

真宗大谷派・安祥寺の創始は不詳であるが、もと荒瀬郷政所村（現在八幡町の内）にあつて天台宗であったが、文永二年（一二六五）に本願寺末となり、のちに小牧村（旧中平田村、現在酒田市の内）、袖浦に移ったとされている。この安祥寺が袖浦から川北への移転を、了善が細肴町への移転と同年としている。安祥寺の袖浦からの移転を『酒田市史改訂版上巻』などでは天正九年（一五八一）としているが、『荘内史年表』では「編年私記」からの引用として、了善没年の慶安三年である。

2の文書は文化十四年（一八一七）に書き記されたもので、藤井家八代目・藤井伊平の頃と思われる。これによると、久三郎の先祖は二十五代以前と伝えられており、久三郎の実父の代にいろいろ調べてみたが、向酒田の屋敷だけは今も所持しているものの、くわしいことは何も分からなかつた。それで、向酒田より引つ越して来た八代前の了善は、藤井家にとつては中興の人であるので、先祖として立てるより外にないのではと考へた。其の後、了善を先祖として弔うことにした。

了善から三代目の久三郎の妻は、本町五丁目から嫁いで來た人であり、享保九年（一七二四）に八十二歳で病死したが、この老女は九十余歳で病死した祖母が話したことと常々語つていたものである。2の文ではその後を省略しているが、そこには祖母が二十歳頃、朝飯の米を研いでいた時、戦が始まるという触流があつた。祖母は飯を入れた飯鉢を背負い、子供一人をつれて御城に逃げ込もうとした。御城の堀は死人で水も見えないほどであつたなどと書かれているが、慶長六年（一六〇一）の最上勢の東禅寺城攻撃の事と思われる。東禅寺城の城下町である内町組細肴町にある藤井家は城に逃げ込もうとしたものと思われる。

さらに文は続き、新片町（享保十一年に御蔵⁽⁶⁾の防火のため、内町組片町の三十一戸が筑後町末の田地に移転させられてできた町）の南側全部が藤井久三郎の御田地であったが、享保十一年（一七二六）に御城の東の大町組に替地を命じられた。この頃には藤井家はかなりの地主に成長し、平田郷大町組に移つたものであろう。

以上からは藤井家が川南から川北への移転は確かなことと思われるが、はつきりした年代はわからない。前述の文書からは慶長六年以前、永禄年間迄の間と思われる。なお、安祥寺の川北移転⁽⁷⁾もはつきりしないが、この文書の「尤同年安祥寺も宮野浦より当時境内引移」の同年を解明することによって、藤井家と安祥寺の正確な移転にヒントが与えられるものと思われる。

藤井久三郎家は藤井伊平家、藤井伊兵衛家ともいわれている。伊東家文書の「寛文八年 留書帳」（『酒田市史史料篇三』）によると、寛文十年（一六七〇）、蛸井村に盜賊が入つた時、酒田町の五人組も吟味を受けた。その中に肴町久三郎とある。これは藤井久三郎家と思われる。年代ははつきりしないが、のちに酒田町の細肴町から平田郷大町組の浜田村（旧中平田村の内、現在酒田市）堀切に移転している。

藤井家は遊佐郷の藤井新田の開発にも努めている。「聞目事、後年為留扣帳」に、「藤井新田村開発之儀ハ上野新田村同様相始候ヘ共、文化三寅年迄成就ニ至兼、同年平田郷古荒新田村藤井伊兵エと申者、右地を申請、自分物入を以て、御田地開発ニ取掛リ候ヘ共、熟田ニ相成兼、」とある。藤井新田碑にも「藤井伊平之に応じ衆率いて移る」とあり、藤井家はこの地に移り、開発したもののが失敗に終わった。その後開発は他人の手により成功したが、「藤井伊兵工粉骨を尽し」の功をたたえて、開発された地に、藤井新田の名称を与えている。

この資料では藤井家の居住地を古荒新田村（旧中平田村、平田郷大町組、現在酒田市の内）としているが、浜田に移る前後に古荒新田村に移つたものであろうか。

藤井新田の近くの中村も、文化七年（一八一〇）に三名の入植者により開発され、一村が成立するが、この地も藤井

伊平の所有地であった。なお、佐藤藤蔵の西浜植林の際も、延享四年（一七四七）に酒田肴町久三郎が手伝いとして、がざ木五百本を植付場に届けている（『遊佐町史資料』五号、七号）。

細肴町に移つて来た藤井家が地主になつていく過程を示す史料が伊東家文書にある。それは延享五年（一七四八）の『御用控帳』である。

「細肴町久三郎ハ先年中川佐左衛門より買求申候由、其儀横代村先善五郎所持之田地ニ御座候ニ付、今之善三郎買返し申度ニ而、去暮より久三郎方へ度々相願無心致候得共（以下略）」

細肴町の久三郎が以前に中川佐左衛門より田地を買い求めた。ところがこの田地は、横代村（旧東平田村、平田郷漆曾根組、現在酒田市の内）の先代・善五郎所持の田地であった。ところが今の善三郎の代になつてから、善三郎が買戻したいと去年の暮から度々久三郎にお願いした。以下省略しているが続いて、善三郎がお願いしても久三郎は承諾せず、「埒明不申」であった。ついに「御吟味」となった。

御吟味の結果は、諸證文には「永代買同前之文言」となつていた。ところが「右永代之儀御法度」であるので、久三郎が買い求めた田地はお取上げとなることが必至となつた。それでは久三郎が難儀となるので、御家老にお願いして、「右田地御払次第代金久三郎ニ被下置候筈ニ相成」こととなり、田地を返し次第、代金は久三郎に下されることとなつた。

その結果は次ぎの文である。句読点は付け加えである。なお、この史料は江戸時代の田畠の永代売買禁止令の実態も知ることができ、興味深いものと思われる。

「田地代金被下置請取申事

一、御金四百四拾六両者 小判

右者拙者親久三郎先年不調法仕、御停止之永代売同然之田地調置候ニ付、去冬中御取上ニ被仰付候處ニ、此度御慈悲ヲ以、右之御田地御払代金四百四拾六両不残拙者ニ被下置、難有仕合ニ奉存候。右之代金相渡申候

様ニ御末書、被成可被下候以上

辰三月

細肴町久三郎

肝煎九郎右衛門

斎藤半内

伊東傳内

」

御町奉行所

久三郎の親の久三郎が、田畠の永代売買禁止令に該当するような禁じられている田地の購入という不調法なことをしてしまい、去年の冬、田地の御取上を仰せ付けられたが、お上の御慈悲により、田地を手放した代わりに、その代金全部の四百四十六両を久三郎に下さることになり、有り難いというものである。なお、斎藤半内と伊東傳内は内町組の大庄屋である。

以上の史料からも、藤井家では少なくとも、延享五年以前、親の久三郎の代から土地を買い求めていることがわかり、地主へと歩み始めている。

伊東家文書の天明八年（一七八八）の『御用控』によると、「上内町伊兵衛より其村方江貸入米相滞候ニ付（略）、内町藤井伊兵衛方より下安田村へ取替米代金無據子細ニ付滞候ニ付」と藤井伊兵衛が下安田村に貸し出した米の代金支

払いが、凶作のためできなくなつたとある。天明八年までには下安田村（旧上田村、荒瀬郷下安田組、現在酒田市の内）地方にも藤井家が手を延ばしていることがわかる。なお、藤井家の住居が上内町、或いは内町とあるが、共に内町組の中で、細着町と接している。

この天明八年の『御用控』の「先達而被仰付候御用金当年済半金受取之覚」に、内町組では、豪農であつた伊藤四郎右衛門の百二十五両に次いで、藤井伊兵衛は五十両である。

なお、元文二年（一七四二）の御用金は百二十両の本間庄五郎を筆頭として、七位の二十両には浜の町の伊藤四郎右衛門や着町の藤井久三郎等八名が名を連ねている。元文四年の御用金でも、本間庄正五郎の二百四十両を筆頭に、十位の六十両三名の中に藤井久三郎の名がある。少なくとも、元文頃には藤井家は酒田町の豪農の一人になつてゐる。

寛政三年（一七九一）の伊東家文書の『御用控』に、上内町・細着町の肝煎名に久三郎とある。また、「三十六人御用帳」（『酒田市史史料篇』二）には、文政七年（一八二四）には、平田組（郷）の大庄屋格として藤井伊平と父子勤の藤井伊三郎が藩主への御目見と本人一人だけ、馬一疋に限つて、御伝馬を御定貢錢で使用することが、三十六人衆である長人や大庄屋と同様許可されている。この頃には藤井家は大庄屋格になつてゐることがわかる。

藤井家は川北・酒田に移る前に住んでいた川南にも土地を所有していた。田川郡押切組福岡村（旧広野村、現在酒田市の内）は寛文二年の開発とされている。この福岡村の寛政八年（一七九六）の『押切組福岡村御高並明細書上帳』（酒田市広野公民館所蔵）によると、福岡村の高は三百三十九石六斗一升九合三匁で、その内十八石三斗七升八合一匁が酒田内町・藤井伊兵衛の持高となつてゐる。なお、作徳米と年貢米・付加税の与内米などを含めた「渡口」は百二十五俵三斗五升五合である。渡口の半分が作徳米とすれば、約六十俵が藤井家の手に入つたことになる。⁽⁸⁾

文政十二年（一八二九）の庄内の長者番付である「鶴龜宝来見立」によると、西方の前頭筆頭に藤井伊兵衛の名がある。

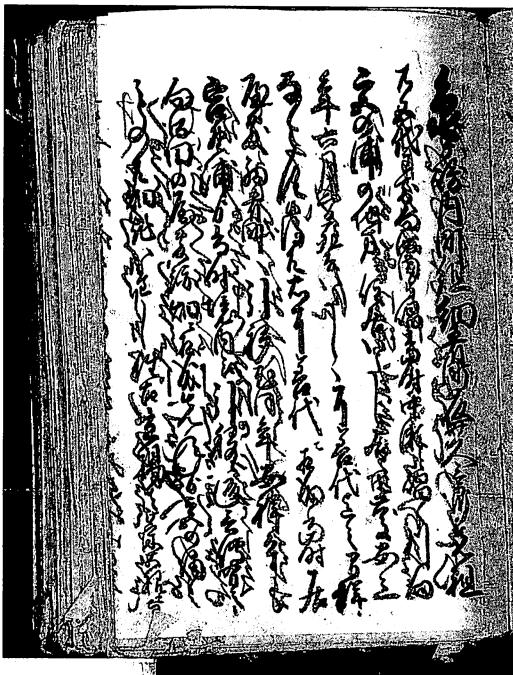
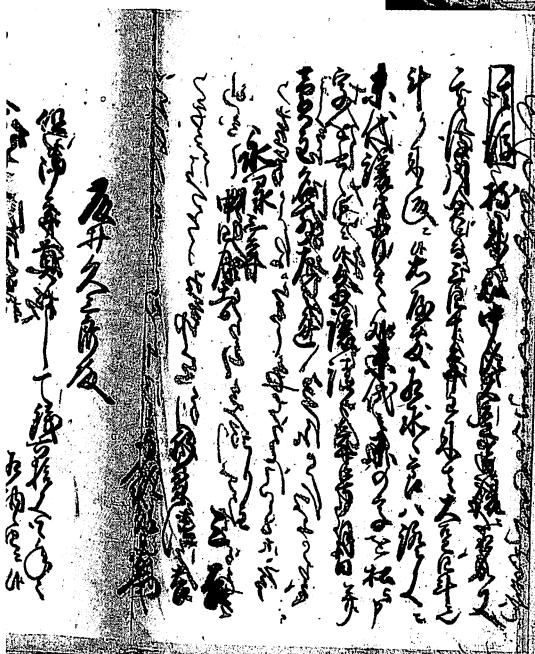
ところが、天保十年（一八三九）の伊東家文書の『御用留帳』に、「六拾六貫貳百七拾四文 右者細肴町久三郎御郡役不納調書如斯御座候」と肝煎・又右衛門から届け出があった。

さらに又右衛門から「細肴町久三郎儀去之酉年委細以口上書申上候通ニ御座候、御用錢之儀ハ追々相嵩、別紙調書之通莫大之不納ニ罷成候得共、當時迄も無家業、家内多、極窮至極ニ付、一錢も上納可仕体無御座候」、「年々過分之不納ニ罷成、御時節柄猶延入奉存候得共奉伺候、是迄不納之分且來子年より久三郎行立候迄内町組歩方向より御除可仰付哉、此段何分宜御沙汰被成下度奉存候、乍憚奉伺候」と口上書が出された。

何が原因かわからないが、藤井家は家業もなくなり、家族も多く、生活は非常に困窮となつた。税金である御郡役錢六十六貫余も不納となり、町の御用錢の不納も重なり、莫大なものとなつた。そのため、来年の天保十一年から久三郎家が立ち直るまで、税金の基準となる歩附を除外してもらえないかという願いのようである。

なお、歩率は町組の中心が最高である。酒田町組では本町が最高の十歩役で、一步に付き錢一五〇〇文、内町組の最高は内町の十歩役で、一步に付き錢九〇〇文、米屋町組の最高は米屋町の十歩役で、一步に付き錢八〇〇文である。藤井久三郎は当時、細肴町で三十歩屋敷を所有しているようなので、細肴町の歩率が六・三歩であるので、年間一七貫〇一〇文の不納となつたものと思われる。当時、藤井家は平田郷大町組浜田に移つてゐるのに、酒田町の税負担をしているのは、細肴町に屋敷があつたからであろうか。

その後の藤井家は苦境を脱したと思われるが、その史・資料は目にしていない。明治十八年（一八八五）の「地価金一万円以上土地所有人名録」では浜田・藤井新治は二万四〇〇六円で、飽海郡で八位、昭和十四年の多額納税者では中平田村・藤井伊一は国税額が九三三五円で、庄内で第四位の高額納税者（春日儀夫編集『目で見る莊内農業史』）となつており、大地主として大きく飛躍していいる。



資料のコピーが不鮮明であるのは、資料そのものが反故の裏に書かれたものであって、どうしても裏の文字が出てしまい、鮮明なコピーを得ることができなかつたからである。

当時、紙がまだ貴重な時代であったので、大庄屋・伊東家でさえも反故を利用して、記録の保存に努めていたといふ実態がこれによって窺い知ることができます。

- (1) 「酒田山王宮附修驗舊記」、「泉流寺縁起」、「卅六人御觸御用帳」は『鮑海郡誌』所載。
- (2) 「酒田惣中いへかまとの人数の一紙」は伊東家文書で、慶長十七年当時の酒田の町割、戸数、人口等を知る好史料である。酒田古文書同好会編の『方寸』十号に須藤良弘が「慶長十七年の酒田の町割」の題で掲載。
- (3) 平泉藤原氏の滅亡の時の徳尼と従者三十六人は多分に伝説的なものと思われるが、時代は不明であるが、酒田三十六人衆の存在ははつきりしている。慶長十七年に「三拾六間者おとな」とあるように、少なくともこの年までには、長人といわれた三十六人衆が組織され、本町に居住し、町政に参加するようになつたものと思われる。
- (4) 酒田町の町組は、亀ヶ崎城の城下町として大庄屋・肝煎の支配する内町組と米屋町組、港町で年寄・長人と大庄屋・肝煎の二重支配下にあつた酒田町組があつた。酒田町組が最大で、経済力も優れていた。
- (5) 中瀬は最上川河口にある州であつたが、最上川北岸の中瀬町（現在堤町の内）となつた。
- (6) 御蔵の上蔵は川北三郷の租米を、下蔵は丸岡・大山御料等の租米を納めた。
- (7) 安祥寺以外でも、曹洞宗泉流寺・海晏寺、浄土真宗淨福寺、浄土宗林昌寺・善導寺・淨德寺など酒田の多くの寺院が川南から移転と伝えられている。
- (8) 文化元年の「中川通横山組広野新田村反別同人寄帳」（酒田市広野公民館所蔵）によると、正徳四年から開発がすすめられた広野新田村（旧広野村）は、この年の分米が九六三石余、他町村からの入作が多く、最高は本間家の分米一八〇石余である。藤井家かはつきりしないが、酒田久三郎の名の分米が九石八斗余とある。